○須高行政事務組合職員の定年等に関する規則

（令和５年３月29日規則第５号）

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第５号）第２条の規定に基づき、須坂市職員の定年等に関する条例（昭和59年須坂市条例第16号）第14条の規定により、職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定年の実施に関する規定）

第２条　職員の定年の実施については、須坂市職員の定年等に関する規則（令和４年須坂市規則第43号）の例による。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。